

平成 27 年 2 月 27 日

学生各位

筑波大学長

永 田 恭 介

【注意喚起】個人情報に係る取扱いについて

今般、本学人間総合科学研究科の学生が、研究論文用に個人情報（診療情報）を個人のパソコンに保存し、そのパソコンを学外に持ち出し、車内から持ち去られるという事案が発生しました。本事案は、個人情報の適切な管理及び取扱いが徹底されていなかったことに起因するものであり、関係の方々に多大なご迷惑をおかけすることとなってしまいました。

個人情報保護法では、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」と基本理念が規定されており、個人情報を取扱う全ての組織にとって極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められています。また、不適切な取扱いにより、重大な情報漏えいにつながることもありうることを十分に認識しておく必要があります。

つきましては、学生各位におきましては、下記事項等も参考に、改めて個人情報の取扱いについて、より慎重に対応することを要請します。

記

- ・ 保護管理者の許可なく個人情報を持ち出していないか。
 - ・ パソコンや USB メモリ等で個人情報を不用意に持ち歩いていないか。
 - ・ 外部公開に関する資料やメールに添付する資料等に不要な個人情報が含まれていないか確認しているか。
 - ・ 個人情報を含む資料を、安易に机やコピー機周りに放置していないか。
 - ・ 個人情報を含む資料や記録媒体を廃棄するときに復元・判読ができないよう処理しているか。
 - ・ 個人情報を含むファイルは、暗号化して取扱っているか。
 - ・ 個人情報を取扱う記録媒体（パソコン、タブレット PC、USB メモリ、CD、DVD 等）には、パスワード、暗号化などのセキュリティ対策が施されているか。
- 特に、パソコン及びタブレット PC 等の起動時に、ID とパスワードを要求する設定が施されているか。